

平成19年12月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会

○議事日程

平成19年12月26日(水曜日)午後2時30分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案の上程

議案第1号から議案第3号の一括上程

提案理由の説明

議案第1号 質疑、討論、採決

議案第2号 質疑、討論、採決

議案第3号 質疑、討論、採決

日程第4 一般質問

○本日の会議に付した事件

- 1 開 会
- 2 諸般の報告
- 3 会議録署名議員の指名
- 4 会期の決定
- 5 議案第1号から議案第3号の上程、説明
- 6 議案第1号の質疑、討論、採決
- 7 議案第2号の質疑、討論、採決
- 8 議案第3号の質疑、討論、採決
- 9 閉 会

出席議員(12名)

- 1番 兒 玉 正 直
- 2番 神 田 徳 光
- 3番 川名部 実
- 4番 三 橋 秀 夫
- 5番 立 崎 金 治
- 6番 山 本 義 一
- 7番 小 澤 定 明
- 8番 北 村 新 司
- 9番 福 田 守
- 10番 内 海 和 雄

11番 越川 廣 司

12番 京 増 幸 男

説明のため出席した者の職氏名

管理者	長谷川 健 一
副管理者	藤 和 雄
副管理者	小 坂 泰 久
会計管理者	伊 藤 はつ子
消防長	島 村 義 明
次 長	原 口 貞 男
消防本部参事兼総務課長	大 野 道 夫
予防課長	鈴 木 昭 三
消防本部参事兼査察調査課長	荻 嶋 樹 夫
警防課長	岡 田 文 夫
通信指令課長	鈴 木 義 信
佐倉消防署長	落 合 謹 一
志津消防署長	小 川金右卫門
八街消防署長	竹 尾 要
酒々井消防署長	白 鳥 直 木

議会事務局出席職員氏名

書記長 名 和 富 男
書 記 齊 藤 知 久
書 記 安 藤 純 一

開会及び開議の宣告（午後2時36分）

○議長(川名部 実君) ただいまの出席議員は12名であります。したがって、平成19年12月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

諸般の報告

○議長(川名部 実君) 日程に先立ちまして諸般の報告をいたします。

監査委員より例月出納検査結果報告書の提出がありました。お手元に配付いたしました印刷物によりご了承願います。

続きまして、消防長より行政報告をいたしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

消防長、島村義明君。

(消防長 島村義明君登壇)

消防長(島村義明君) 消防長の島村義明でございます。お許しをいただきまして諸般の報告をさせていただきます。

最初は臼井出張所の改修工事についてでございます。お手元に資料を配布させていただきましたが、この工事は交替制勤務に従事させる女性職員の勤務環境を整えるため、臼井出張所の一部を改修し、女性用の仮眠室 2 室、ロッカー室、洗面所、トイレ、浴室等を設置しようとするものでございます。これまで女性職員が交替制勤務できる環境を備えた署所は、佐倉消防署 1 ヲ所のみでございます。このため、交替制勤務に従事する女性職員の勤務異動ができず、人事的にも不都合が生じておりました。こうしたことを改善するため、今年度臼井出張所の改修工事を行うことといたしました。さる 10 月 18 日に 6 者の参加により制限つき一般競争入札を行いましたところ、佐倉市王子台一丁目 21 番地 2、株式会社村上建設が 724 万 5,000 円で落札いたしましたので、請負契約を締結し、工事を進めてまいりました。12 月 15 日に工事が完了し、12 月 19 日に完成検査を行いましたところ、支障がございませんでしたので、翌 20 日に引渡しを受けました。改修工事の完了に伴いまして、一部職員の人事異動を行い、1 月 1 日から 2 名の女性職員を臼井出張所に配置し、現場活動に従事させる予定でございます。女性職員は、市民の評判も大変良いため、今後も救急救命士を中心に採用し、庁舎についても順次改修を進めていく計画でございます。

次は、当消防組合のホームページがコンクールで入賞した件でございます。総務省消防庁が自治体消防制度発足 60 周年記念事業の一環として行った全国消防広報コンクールに当消防組合でもホームページ部門に応募いたしましたところ、全国 2 位に入賞することができました。当消防組合のホームページは、平成 14 年 3 月の開設以来、業者に委託をせず、職員自らが作り上げたものでございます。今回の入賞を契機にさらに内容の充実に努めてまいります。

以上で諸般の報告を終わらせていただきます。

会議録署名議員の指名

○議長(川名部 実君) 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第 73 条の規定により議席 7 番小澤定明君、議席 8 番北村新司君の両名を指名いたします。

会期の決定

○議長(川名部 実君) 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日 1 日といたしたいと思っております。こ

れにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川名部 実君) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

議案第1号から議案第2号の上程、説明

○議長(川名部 実君) 日程第3、議案を上程いたします。

お諮りいたします。議案第1号から議案第3号までの3件を一括議題とすることにご異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川名部 実君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第3号までの3件を一括議題といたします。

提案理由の説明

○議長(川名部 実君) 提案理由の説明を求めます。

管理者、長谷川健一君。

(管理者 長谷川健一君登壇)

○管理者(長谷川健一君) 本日ここに平成19年12月組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともご多忙にもかかわらず出席を賜り、本議会が成立いたしましたことを厚く感謝を申し上げます。それでは、ただいまから本定例会に提案をいたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号 佐倉市八街市酒々井町消防組合消防職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、職員の定数のうち、その他の職員の定数を1人減とし、消防吏員の定数を1人増といたそうとするものでございます。

議案第2号 組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、人事院勧告に順次、給料表、扶養手当及び勤勉手当をそれぞれ引き上げようとするものでございます。

議案第3号 平成19年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算(第3号)についてでございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ274万2,000円を追加し、最終歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億2,947万5,000円といたそうとするものでございます。歳入の補正は、繰越金を増額いたそうとするものでございます。歳出の補正は、被服費を増額いたそうとするものでございます。

以上、本定例会に提案いたしました議案につきまして提案理由の説明を申し上げますが、細部につきましては担当者から説明をいたさせますので、何とぞ慎重に

ご審議の上、可決くださいますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わります。どうぞよろしくご審議をお願いいたします。

提案理由の細部の説明

○議長（川名部 実君） 提案理由の細部の説明を求めます。

次長、原口貞男君。

（次長 原口貞男君登壇）

○次長（原口貞男君） 次長の原口貞男でございます。提案理由の細部説明をいたします。

まず最初に、議案第 1 号 佐倉市八街市酒々井町消防組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。当消防組合の消防職員には消防吏員とその他の職員がありますが、消防職員定数を変えずに消防吏員とその他の職員の定数をそれぞれ改正いたそうとするものでございます。佐倉市八街市酒々井町消防組合消防職員定数条例第 2 条第 1 号、消防吏員 369 人を 370 人に、第 2 号、その他の職員数 7 人を 6 人に改め、施行期日を平成 20 年 4 月 1 日といたそうとするものでございます。

続きまして、議案第 2 号 佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。平成 19 年 8 月 8 日に人事院勧告がなされるとともに平成 19 年 10 月 12 日、千葉県人事委員会から千葉県職員の給与について、民間との格差の状況、人事院勧告等の内容を総合的に勘案した給与勧告がなされました。当組合職員の給与につきましても国及び構成市町に準じた改正をいたそうとするものでございます。（1）といたしまして、佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例第 1 条の改正内容について、改正要旨に基づきまして説明いたします。アといたしまして、佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の給与に関する条例第 4 条、給料表の関係ですが、給料表は 1 級から 8 級までありますが、民間給与と格差の大きい若年層を中心に引き上げようとするもので、改定率は 1 級 0.6%、2 級 0.3%、3 級 0.1%で、4 級以上の改定はございません。また、この改定に伴い、初任給、大学卒現行 17 万 6,800 円を 17 万 8,800 円に、高校卒現行 14 万 8,000 円を 14 万 9,800 円にそれぞれ改定し、実施時期を平成 19 年 4 月 1 日といたそうとするものです。イといたしまして、第 8 条、扶養手当関係ですが、子等に係る扶養手当の額を月額 6,000 円から月額 6,500 円に改正し、実施時期を平成 19 年 4 月 1 日といたそうとするものです。ウといたしまして、第 22 条、勤勉手当関係ですが、勤勉手当の支給割合を年間 100 分の 5 引き上げようとするものでございます。現行 6 月期支給割合 100 分の 72.5 については変更はありませんが、12 月期支給割合の現行 100 分の 72.5 を 100 分の 77.5 に改正し、実施時期

を平成19年4月1日といたそうとするものです。なお、この条例は公布の日から施行いたそうとするものでございます。また、この給与改定に伴います支給対象者数及び支給額についてでございますが、給料の支給対象者は1級が22人、2級で27人が該当いたします。支給総額は、4月から12月分で63万4,600円となります。扶養手当の支給対象者は232人で、支給額は4月から12月分で183万9,500円となります。期末勤勉手当支給対象者は368人で、期末手当85万2,232円、勤勉手当771万2,638円、期末手当、勤勉手当合計で856万4,870円でございます。

続きまして、(2)といたしまして、佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例第2条の改正内容について説明いたします。第22条、勤勉手当関係ですが、佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例第1条で引き上げました勤勉手当の支給割合、年間100分の5を6月期と12月期に均等に按分いたそうとするもので、6月期支給割合、平成19年度100分の72.5を100分の75に、また12月期支給割合、平成19年度100分の77.5を100分の75に改正し、施行期日を平成20年4月1日といたそうとするものでございます。

続きまして、議案第3号 平成19年度組合一般会計補正予算(第3号)について説明いたします。補正予算所の1ページをお願いいたします。第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ274万2,000円を追加し、歳入歳出の総額を41億2,947万5,000円といたそうとするものでございます。補正の内容につきましては、4ページの歳入歳出補正予算事項別明細書により説明いたします。まず、歳入であります。8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金は274万2,000円の増額で、前年度の繰越金を充当いたそうとするものでございます。次に、歳出についてですが、3款消防費、1項消防費、1目常備消防費は274万2,000円の増額となります。増額の概要について説明いたします。11節需用費、被服費274万2,000円の増額で、平成20年度採用予定者の被服及び新救急隊員用活動服の購入費でございます。

以上で提案理由の細部説明を終わらせていただきます。

議案第1号の質疑、討論、採決

○議長(川名部 実君) 議案第1号 佐倉市八街市酒々井町消防組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川名部 実君) 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川名部 実君) 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第1号 平佐倉市八街市酒々井町消防組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(川名部 実君) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第2号の質疑、討論、採決

○議長(川名部 実君) 議案第2号 佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(川名部 実君) 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(川名部 実君) 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第2号 佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

議長(川名部 実君) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第3号の質疑、討論、採決

議長(川名部 実君) 議案第3号 平成19年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算(第3号)について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川名部 実君) 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川名部 実君) 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第1号 平成19年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算(第3号)について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(川名部 実君) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告(午後2時55分)

議長(川名部 実君)以上をもちまして、平成19年12月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでございました。